



一般廃棄物処理施設 設置 許可証
変更

平成25年3月8日

住所 鹿児島県鹿屋市朝日町7番21号

氏名 株式会社 カナザワ

代表取締役 金沢 幸一
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 の規定により、設置 の許可を受けた
第9条第1項 変更
一般廃棄物処理施設であることを証する。

鹿児島市長 森 博 幸



許可の年月日	平成25年3月8日	許可番号	廃指 第 189-3 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	圧縮施設 (渡辺鉄工株式会社製 LBP-1811-150A型) 古紙類、プラスチック製品類、繊維製品類 以上3種類		
設置場所	鹿児島市本城町720番1、720番4、707番1		
処理能力	古紙類 164.8t/日、プラスチック製品類 176.8t/日、 繊維製品類 76.8t/日		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 		

(日本工業規格 A列4番)